

# 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して通所介護（予防通所介護）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 椎の木福祉会
事業者の所在地	愛知県半田市椎ノ木町1丁目69番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 中野 眞一郎
電話番号	0569-84-7557

## 2 ご利用施設

施設の名称	デイサービスセンター第二瑞光の里
施設の所在地	愛知県半田市土井山町2丁目105番地
管理者	管理者 青木 俊憲
電話番号	0569-26-2870
ファクシミリ番号	0569-26-7752

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成16年4月15日	2372400669	90人
居宅（高齢）	通所介護	平成16年5月31日	2372400719	35人
居宅（高齢）	総合事業第1号通所介護	平成30年4月1日	2372400719	35人
居宅（障がい）	共生型生活介護	平成31年1月1日	2318200587	35人
居宅（高齢）	短期入所生活介護	平成16年5月31日	2372400669	10人 (特養空床型90人)
居宅（高齢）	予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	2372400669	
居宅（障がい）	共生型短期入所	平成31年1月1日	2318200587	100人 (ショート10床+特養90床)
居宅（障がい）	日中一時支援事業A型	平成31年1月1日	—	100人 (ショート10床+特養90床)
居宅（障がい）	日中一時支援事業B型	平成31年1月1日	—	35人

#### 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要介護状態となった高齢者に対し、適切な居宅サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスを提供する。</li> <li>2. 利用者の居宅介護サービス計画に基づき、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。</li> <li>3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するようにする。</li> <li>4. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。</li> </ol>

#### 5 施設の概要

##### (1) 敷地及び建物

敷地	3, 702㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建（耐火建築）
	延べ床面積	4, 984. 37㎡
	利用定員	35名

##### (2) その他主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1室	93. 1㎡	6. 912㎡
機能訓練室	1室	79. 7㎡	
一般浴室	1室	33. 3㎡	
機械浴室	1室	20. 9㎡	
便所	2箇所		

#### 6 職員体制（主たる職員）

管理者	1名以上
生活相談員	1名以上
介護職員	5名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

#### 7 職員の勤務体制（常勤者の勤務時間帯）

管理者	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30
介護職員	8：30～17：30
看護職員	8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30

## 8 通所介護サービスの内容

### (1) 日常生活上の援助

利用者の活動能力に応じた援助を行ないます。

- ① 排泄の介助
- ② 移動の介助
- ③ 養護（休養）

### (2) 健康状態の確認

体温、血圧測定等の健康チェックを行ない、利用者の健康状態を把握し、状態に応じたサービスを提供します。

また、健康状態に問題がある場合は、利用者や家族へ連絡します。

### (3) 個別機能訓練サービス（運動機能向上体制）

利用者が可能な限り、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助や機能訓練を行ないます。

また、利用者の社会的孤立感の解消や心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 健康体操
- ③ 趣味活動
- ④ 専門器具を使用した個別の機能訓練

### (4) 口腔機能向上サービス

誤嚥性肺炎の予防と、いつまでも食事を楽しめることを目的に、提携医療機関と協力しケアを行います。

- ① 歯科衛生士による検診の実施
- ② 嚥下体操
- ③ 食後の口腔ケア
- ④ 日々のケアの相談、指導

### (5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者にとって、必要な入浴サービスを提供します。

- (入浴形態)           ① 一般浴槽による入浴           ② 特殊浴槽による入浴  
(介助の種類)       衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等

### (6) 食事サービス

栄養士の立てる献立表により、栄養及び利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。利用者の自立支援のために離床し、食事をとっていただきます。

### (7) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行ないます。

ただし、送迎サービスは玄関前までのサービスとなります。室内までの移動等は原則として行ないませんので、送迎サービス以外の介助が必要な利用者は担当ケアマネージャに相談して下さい。

### (8) 相談、助言サービス

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、助言を行います。

## 9 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、1月1日～3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時45分

## 10 通常の事業の実施地域

半田市・常滑市・武豊町**通所介護**（※送迎代は基本利用料に含まれております。）

## 11 利用料

（1）法定給付…利用料金が介護保険から給付される場合

要介護（要支援）度に応じた介護サービス基準額の1割相当。（介護保険より9割が給付されますが、限度額を超えた場合、超えた単位数が地域区分に合わせた10割負担となります。）

※介護保険負担割合証に記載されている割合によって介護保険からの給付率が変わります。

地域区分（7級地）： 1単位 = 10.14円

サービス利用単位（2024年4月1日現在）

**通所型サービス**（※送迎代や入浴代は基本利用料に含まれます。）

表記数字は単位数

1週あたりの標準的な回数を定める場合		1カ月あたりの回数を定める場合		サービス提供体制強化加算 I
要支援	利用料	要支援	利用料	
1	1798/月	1	436/日	88
2	3621/月	2	447/日	176
口腔機能控向上加算 I		150		
介護職員等処遇改善加算 I		所定単位の9.2%（2024年6月1日から）		
介護職員処遇改善加算 I		所定単位の5.9%（2024年5月31日まで）		
介護職員等特定処遇改善支援加算		所定単位の1.2%（2024年5月31日まで）		
介護職員ベースアップ等支援加算		所定単位の1.1%（2024年5月31日まで）		

※口腔機能向上加算は月1回が上限。

介護度	利用料	入浴介助 加算 I	個別機能 訓練加算 I (ロ)	個別機能 訓練加算 I (イ)	口腔機 能向上 加算 I	サービス提 供体制強化 加算 I	送迎減算
1	658	40	76	56	150	22	-47
2	777						
3	900						
4	1023						
5	1148						
介護職員等処遇改善加算 I			所定単位の 9.2% (2024 年 6 月 1 日から)				
介護職員等処遇改善加算 I			所定単位の 5.9% (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等特定処遇改善加算 I			所定単位の 1.2% (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員ベースアップ等支援加算			所定単位数の 1.1% (2024 年 5 月 31 日まで)				

※口腔機能向上加算は月 2 回が上限。

※個別機能訓練加算は原則として機能訓練指導員 2 名による個別機能訓練加算 I (ロ) を基本とします。ただし、機能訓練指導員の人数を確保できなかった場合に限り、個別機能訓練加算 I (イ) を算定します。サービス利用時間 指定通所介護は介護報酬上告示されている、2～3 時間、3～4 時間、4～5 時間、5～6 時間、6～7 時間、7～8 時間の時間帯から利用者が選べるものとする。

(2) 実費負担分

- ・食費 540 円/日      ・喫茶料金 80 円/日
- ・次に掲げるサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。
  - ① 半田市、常滑市、武豊町以外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎サービス  
送迎距離片道 10km 以上 10km ごとに      100 円
  - ② 時間延長サービス 延長 1 時間につき      1,000 円
  - ③ おむつ代      1 枚につき      100 円
  - ④ 日常生活上必要となる諸費用      実費

(利用料金の支払い方法)

前記の利用料金、費用は口座より振替させていただきます。

(利用の中止、変更、追加)

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更もしくは、新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出がなされた場合、取消料として下記の料金を請求する場合があります。

◆ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10%

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事務所の稼働状況によって利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議します。

## 1.2 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供にあたり事故が発生した場合、すみやかに利用者の後見人、家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の場合、すみやかに利用者の損害を賠償します。但し、当施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者に重過失があるときは、損害賠償の額を減じることがあります。
- (3) 以下の理由がある場合、損害賠償を負いません。
- ① 利用者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ② 利用者が、サービスの実施にあたっての必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ③ 利用者が、当施設もしくはサービス事業者の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

## 1.3 苦情対応

当施設では、利用者、家族からの苦言、苦情の申し立て、または相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。ご不満な点は、お気軽に相談して下さい。

### 《苦情窓口》

当施設ご利用相談室	窓口担当者 石川 万裕 ご利用時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 連絡先 電話 0569-26-2870
半田市役所 常滑市役所 武豊町役場	高齢福祉課 電話 0569-21-3111 福祉課 電話 0569-34-7744 福祉課 電話 0569-72-1111
その他の保険者 ( )	介護保険担当課 電話 _____
国民健康保険団体連合会	苦情処理部門 電話 052-971-4165

## 1.4 協力医療機関

医療機関の名称	中野整形外科（嘱託協力契約病院） 半田市更生町2丁目150番地の5 21-5448 半田市立半田病院（協力契約病院） 半田市東洋町2丁目29番地 22-9881
---------	---

## 1.5 協力歯科医療機関

協力医療機関の名称	みんなの歯医者さん（協力契約病院） 愛知県常滑市虹の丘3丁目152カインズモール常滑1F 35-0418
-----------	--

## 1.6 非常災害対策

別途定める「デイサービスセンター第二瑞光の里 消防計画」に沿って対応を行います。

業務継続計画：等感染症や非常災害発生等が発生した際は、業務継続計画に沿って、早期に業務再開ができるよう対応を行います。

## 1.7 ハラスメント（嫌がらせ行為）

利用者様、家族様からの職員に対する以下のようなハラスメント行為はお断りします。

- ・身体的嫌がらせ

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

- ・精神的嫌がらせ

人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

- ・性的嫌がらせ

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為。

## 1.7 当施設ご利用の際に留意いただく事項等

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
金銭や所持品の管理	紛失や盗難の恐れがありますので、できる限り持ち込みはなさないで下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
第三者評価	第三者評価は受けておりません。 当事業所は介護サービス情報公表システムで検索可能です。

